

目次

3. 卒業要件・資格取得.....	2
卒業要件	2
資格取得	2
資格の組み合わせについて（福祉創造学科）	4
4. 各種資格に関する指定科目一覧・履修方法等.....	5
社会福祉士国家試験受験資格指定科目一覧.....	5
「社会福祉士国家試験受験資格」指定科目履修に関する申し合わせ.....	6
表2 スクールソーシャルワーク教育課程修了の指定科目および履修方法等.....	7
表3 精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目一覧.....	9
「精神保健福祉士国家試験受験資格」指定科目履修に関する申し合わせ.....	10
表4 介護福祉士国家試験受験資格取得に関する履修方法等.....	11
表5 教育職員免許取得に関する履修方法等（健康福祉学部健康科学科）.....	14
表6 教育職員免許取得に関する履修方法等（健康福祉学部福祉栄養学科）.....	22
表7 教育職員免許取得に関する履修方法等（教育学部教育学科 子ども発達教育専攻）.....	24
表8 保育士資格に関する履修方法等（教育学部教育学科 子ども発達教育専攻）.....	32
表9 公認心理師試験受験資格について.....	36
公認心理師試験受験資格指定科目一覧.....	36
表10 認定心理士資格について.....	37
日本心理学会認定心理士とは.....	37
日本心理学会認定心理士資格を得るためには.....	37
表11 管理栄養士国家試験受験資格指定科目一覧.....	39
表12 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に関する履修方法等.....	41
表13 社会福祉主事任用資格に関する履修方法.....	43
第一種衛生管理者について.....	44
「准学校心理士」資格取得の方法について.....	44

3. 卒業要件・資格取得

卒業要件

1. 本学卒業に必要な最低単位数は124単位です。
社会福祉学部・心理科学部・健康福祉学部・教育学部卒業のためには、124単位のうち、基礎分野から必修科目を含め24単位以上、専門共通科目および専門科目から、必修科目を含め100単位以上を修得することが必要です。
保健医療学部卒業のためには、124単位のうち、基礎分野から必修科目を含め24単位以上、専門基礎分野および専門分野から、必修科目を含め100単位以上を修得することが必要です。
2. 学科・専攻ごとに卒業に必要とされる必修科目が定められています。
3. 必修科目については、所属学科のカリキュラム表（表1～6）を参照してください。ただし、自由科目は卒業単位に算入することはできません。

資格取得

本学では、下表の資格が取得できます。

	福祉創造 学科	心理科 学科	健康科 学科	福祉栄養 学科	リハビリテ ーション学科 <small>理学療法専攻</small>	リハビリテ ーション学科 <small>作業療法専攻</small>	リハビリテ ーション学科 <small>言語聴覚専攻</small>	教育学科 子ども発達 教育専攻
社会福祉士国家試験受験資格	○							
精神保健福祉士国家試験受験資格	○	○						
介護福祉士国家試験受験資格	○							
養護教諭一種免許状			○					
教育職員免許状 中学校教諭一種免許状「保健」			○					
教育職員免許状 高等学校教諭一種免許状「保健」			○					
栄養教諭一種免許状				○				
教育職員免許状 小学校教諭一種免許状								○
教育職員免許状 幼稚園教諭一種免許状								○
特別支援学校教諭一種免許状								□
第一種衛生管理者			○					
管理栄養士国家試験受験資格				○				
栄養士				◎				
食品衛生管理者任用資格				○				
食品衛生監視員任用資格(※1)				○				

	福祉創造 学科	心理科 学科	健康科 学科	福祉栄養 学科	リハビリテ- ーション学科 理学療法専攻	リハビリテ- ーション学科 作業療法専攻	リハビリテ- ーション学科 言語聴覚専攻	教育学科 子ども発達 教育専攻
フードスペシャリスト受験資格				○				
理学療法士国家試験受験資格					◎			
作業療法士国家試験受験資格						◎		
言語聴覚士国家試験受験資格							◎	
公認心理師試験受験資格		☆	☆					
保育士								○
認定心理士		○						
社会福祉主事任用資格(※1)	○	○	○	○	◎	◎	◎	○
准学校心理士			△					△
スクールソーシャルワーク教育課程修了(※2)	○							

◎卒業と同時に取得できます。

○本学の指定科目を履修後、卒業すると取得できます。

□初等教育コースにおいて、基礎となる免許状としての小学校教諭一種免許状もしくは幼稚園教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得し、特別支援教育に関する必要単位数を修得して卒業すると取得できます。

☆本学の指定科目を履修し卒業した後、大学院で国が定める科目を修めて修了した者、または公認心理師法施行規則で定められた者に受験資格が与えられます。(表9公認心理師試験受験資格について 参照)

△本学の指定科目を履修し中学校教員免許「保健」、高等学校教員免許「保健」、養護教諭免許、小学校教員免許、幼稚園教員免許、保育士資格のいずれかを取得することで得られる資格です。

指定科目については、所属学科のカリキュラム表を参照してください。

(※1) 社会福祉主事任用資格、食品衛生監視員任用資格は、公務員として採用され、上記の仕事に就く際に必要な要件を満たしていることを証明するためのものです。

(※2) 福祉創造学科は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行っている『スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業』の認定校です。本学科で資格取得に必要な単位を修得し、日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請(社会福祉士の資格を有する者のみ)すると、日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定の「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証が交付されます。

資格の組み合わせについて（福祉創造学科）

福祉創造学科は、取得可能な資格の組み合わせが決められています。次表を参考にしてください。

- ・社会福祉士国家試験受験資格
- ・精神保健福祉士国家試験受験資格（定員10名）
- ・介護福祉士国家試験受験資格（定員40名）
- ・スクールソーシャルワーク教育課程修了（定員10名）

コース	社会福祉士 国家試験受験資格	精神保健福祉士 国家試験受験資格	介護福祉士 国家試験受験資格	スクール ソーシャルワーク 教育課程修了
まちづくり	○	×	×	×
高齢・障害福祉	○	○	○	×
医療福祉	○	○	×	×
子ども家庭福祉	○	×	×	○

○…資格取得ができる ×…資格取得できない

※編入生が取得できる資格は、社会福祉士国家試験受験資格のみです。

※高齢・障害福祉コースでは、社会福祉士国家試験受験資格+精神保健福祉士国家試験受験資格または、社会福祉士国家資格受験資格+介護福祉士国家試験受験資格の組み合わせが可能です。

なお、社会福祉士国家資格受験資格+介護福祉士国家資格受験資格の両資格取得をめざす学生については、履修登録単位数の上限を28単位まで修得可能とします。

ただし、履修登録前のGPAが2期連続して2.2以上であることを条件とします。

上記の条件を満たしていない場合は、履修登録後であっても上限単位数を24単位までに変更することになり、介護福祉士資格のみをめざすカリキュラムとなります。

4. 各種資格に関する指定科目一覧・履修方法等表

社会福祉士国家試験受験資格指定科目一覧

26年度入学生用

厚生労働省指定科目	左記に対応する開設授業科目	時間数	単 位	履 修 区 分	配 当 年 次	授 業 形 態
医学概論	医学概論		2	必修	1	講義
心理学と心理的支援	心理学		2	必修	1	講義
社会学と社会システム	社会学		2	必修	1	講義
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	必修	3	講義
	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	必修	3	講義
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎		2	必修	3	講義
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職		2	必修	1	講義
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		2	必修	1	講義
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	必修	2	講義
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	必修	2	講義
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	必修	3	講義
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	必修	3	講義
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	必修	2	講義
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	必修	3	講義
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営		2	必修	3	講義
社会保障	社会保障Ⅰ		2	必修	3	講義
	社会保障Ⅱ		2	必修	3	講義
高齢者福祉	高齢者福祉		2	必修	2	講義
障害者福祉	障害者福祉		2	必修	2	講義
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉		2	必修	2	講義
貧困に対する支援	貧困に対する支援		2	必修	2	講義
保健医療と福祉	保健医療と福祉		2	必修	2	講義
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度		2	必修	2	講義
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉		2	必修	3	講義
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	30	2	必修	2	演習
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	30	2	必修	2	演習
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	60	4	必修	2	演習
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	30	2	必修	3	演習

厚生労働省指定科目	左記に対応する開設授業科目	時間数	単位	履修区分	配当年次	授業形態
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	30	2	必修	2	演習
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	30	2	必修	2	演習
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	30	2	必修	3	演習
	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	15	1	必修	3	演習
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	60	2	必修	2	実習
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	180	4	必修	3	実習

「社会福祉士国家試験受験資格」指定科目履修に関する申し合わせ

学則第27条の2第1項第3号の定めにより社会福祉士国家試験受験資格指定科目（以下「指定科目」と言う。）履修に関し、授業形態・履修条件（対象者）・成績評価の方法・履修時期・履修区分について、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 授業形態・履修対象年次・履修区分について
別表のとおりとする。
2. 成績評価の方法等について
各学期当初に登録した指定科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は、学則第19条の定めにより秀・優・良・可・不可をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。
3. 指定科目を履修する学生への周知について
指定科目を履修する学生に対しては、学生便覧に当該申し合わせ事項を記載し、周知徹底をはかるものとする。
4. この申し合わせの改廃は、教務委員会の議を経て行う。

表2 スクールソーシャルワーク教育課程修了の指定科目および履修方法等

福祉創造学科は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行っている『スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業』の認定校です。

スクールソーシャルワーク教育課程修了を取得するためには、社会福祉士国家試験受験資格指定科目を履修し、社会福祉士国家試験に合格することが必要です。さらに、以下のスクールソーシャルワーク教育課程修了の指定科目の単位を修得し日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請することによって日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定の「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証が交付されます。

26年度入学生用

規定による指定科目	実際に開講する科目名	時間数	単位	履修区分	配当年次	授業形態
スクール（学校）ソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	30	2	必修	3	講義
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	15	1	必修	4	演習
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	15	1	必修	4	演習
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	80	2	必修	4	実習
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容	教職概論 ※Ⅰ	30	2	必修	2	講義
	学校経営論 ※Ⅰ	30	2	必修	4	講義
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。」の理論及び方法」「進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法」を含む科目の教育内容	特別支援教育論 ※Ⅰ	30	2	必修	4	講義
	生徒・進路指導論 ※Ⅰ	30	2	必修	3	講義
	教育相談の理論と方法 ※Ⅰ	30	2	必修	3	講義
「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	30	2	必修	2	講義

※Ⅰ 他学科履修で修得すること。

「スクールソーシャルワーク教育課程」に関する開講科目

スクールソーシャルワーク教育課程指定科目	本学が開講する科目			
	科目	授業形態	単位数	
			必修	選択
スクール(学校) ソーシャルワーク専門科目群	スクールソーシャルワーク論	講義	2	
	スクールソーシャルワーク演習	演習	1	
	スクールソーシャルワーク実習指導	演習	1	
	スクールソーシャルワーク実習	実習	2	
教育関連科目群※	教職概論	講義	2	
	学校経営論	講義	2	
	特別支援教育論	講義	2	
	生徒・進路指導論	講義	2	
	教育相談の理論と方法	講義	2	
追加科目	現代の精神保健の課題と支援 I	講義	2	

※他学科履修で修得すること。

スクールソーシャルワーク教育課程に受け入れる学生の要件や選抜方法は以下の通りです。

(定員10名)

- ① 1年次秋学期から「子ども家庭福祉コース」に所属する。
(1年生の春学期にコースを選択)
- ② 1年次の成績(GPA)・志願書・面接の結果を総合して、2年次にスクールソーシャルワーク教育課程の選抜を行う。

スクールソーシャルワーク実習を履修するためには、先修条件科目の単位を修得するとともに、次の科目の単位を修得していることが望ましい。

・スクールソーシャルワーク論、教職概論、教育相談の理論と方法

[注意事項]

スクールソーシャルワーク実習では実習費として15,000円が必要となります。

表3 精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目一覧

26年度入学生用

厚生労働省指定科目	左記に対応する開設授業科目	時間数	単 位	履修 区分	配当年次		授業 形態
					福創	心理	
医学概論	医学概論		2	必修	1	1	講義
心理学と心理的支援	心理学		2	必修	1	1	講義
社会学と社会システム	社会学		2	必修	1	1	講義
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	必修	3	3	講義
	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	必修	3	3	講義
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	必修	2	2	講義
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	必修	3	3	講義
社会保障	社会保障Ⅰ		2	必修	3	3	講義
	社会保障Ⅱ		2	必修	3	3	講義
障害者福祉	障害者福祉		2	必修	2	3	講義
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度		2	必修	2	3	講義
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉		2	必修	3	3	講義
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎		2	必修	3	1	講義
精神医学と精神医療	精神医学と精神医療Ⅰ		2	必修	2	2	講義
	精神医学と精神医療Ⅱ		2	必修	2	3	講義
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ		2	必修	2	3	講義
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ		2	必修	2	3	講義
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職		2	必修	1	1	講義
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ		2	必修	2	2	講義
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2	必修	2	2	講義
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	必修	2	2	講義
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	必修	2	2	講義
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ（精神）		2	必修	2	2	講義
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ（精神）		2	必修	2	2	講義
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論		2	必修	2	2	講義
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論		2	必修	2	2	講義
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	30	2	必修	2	2	演習

厚生労働省指定科目	左記に対応する開設授業科目	時間数	単位	履修区分	配当年次		授業形態
					福創	心理	
ソーシャルワーク演習 (専門)	ソーシャルワーク演習(専門) I(精神)	30	2	必修	3	2	演習
	ソーシャルワーク演習(専門) II(精神)	30	2	必修	3	2	演習
	ソーシャルワーク演習(専門) III(精神)	30	2	必修	4	3	演習
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導 I(精神)	30	2	必修	3	2	演習
	ソーシャルワーク実習指導 II(精神)	30	2	必修	3	2	演習
	ソーシャルワーク実習指導 III(精神)	15	1	必修	4	3	演習
	ソーシャルワーク実習指導 IV(精神)	15	1	必修	4	3	演習
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習(精神)	210	5	必修	4	3	実習

※心理科学科における基礎科目履修による卒業後の他機関での受験資格取得制度についてはオリエンテーション等で説明があります。

「精神保健福祉士国家試験受験資格」指定科目履修に関する申し合わせ

学則第27条の2第1項第4号の定めにより精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目(以下「指定科目」と言う。)履修に関し、授業形態・履修条件(対象者)・成績評価の方法・履修時期・履修区分・定員について、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 授業形態・履修対象年次・履修区分について
別表のとおりとする。
2. 成績評価の方法等について
各学期当初に登録した指定科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は、学則第19条の定めにより秀・優・良・可・不可をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。
3. 指定科目を履修する学生への周知について
指定科目を履修する学生に対しては、学生便覧に当該申し合わせ事項を記載し、周知徹底をはかるものとする。
4. この申し合わせの改廃は、教務委員会の議を経て行う。

表4 介護福祉士国家試験受験資格取得に関する履修方法等

26年度入学生用

介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、関西福祉科学大学社会福祉学部福祉創造学科の介護福祉士国家試験受験資格取得に関する規程第4条に定める受験資格取得に関する必修科目を修得する必要があります。

すべての学外実習に関するオリエンテーションは、必ず出席しなければなりません。

受験資格取得に関する必修科目、単位数、時間数

領 域	科 目 名	単位数	時間数
人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	2	30
	社会福祉の原理と政策 I	2	30
	計	4	60
人間関係とコミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーション I	2	30
	人間関係とコミュニケーション II	2	30
	計	4	60
社会の理解 (60)	高齢者福祉	2	30
	障害者福祉	2	30
	社会福祉入門 I	2	30
	社会福祉入門 II	2	30
	地域福祉と包括的支援体制 I	2	30
	計	10	150
人間と社会に関する選択科目	情報処理学 I	1	30
	情報処理学 II	1	30
	計	2	60
人間と社会 合計		20	330
介護の基本 (180)	介護概論 I	2	30
	介護概論 II	2	30
	介護の基本 (暮らしと支援)	2	30
	介護の基本 (支援のしくみ)	2	30
	介護の基本 (労働環境)	2	30
	介護の基本 (リスクマネジメント)	2	30
	計	12	180
コミュニケーション技術 (60)	コミュニケーション技術	1	30
	福祉コミュニケーション論	2	30
	計	3	60

領域	科目名	単位数	時間数
生活支援技術 (300)	生活支援技術 (基礎)	2	60
	生活支援技術 (家事)	1	30
	生活支援技術 (環境整備)	1	30
	生活支援技術 (アクティビティ)	1	30
	生活支援技術 (調理)	1	30
	生活支援技術 (移動)	1	30
	生活支援技術 (応用Ⅰ)	1	30
	生活支援技術 (応用Ⅱ)	1	30
	生活支援技術 (エンドオブライフ)	1	30
	計	10	300
介護過程 (150)	介護過程Ⅰ	2	30
	介護過程Ⅱ	1	30
	介護過程Ⅲ	2	60
	介護過程Ⅳ	1	30
	計	6	150
介護総合演習 (120)	介護総合演習Ⅰ	1	30
	介護総合演習Ⅱ	1	30
	介護総合演習Ⅲ	1	30
	介護総合演習Ⅳ	1	30
	介護総合演習Ⅴ	1	15
	計	5	135
介護実習 (450)	介護実習Ⅰ	1	40
	介護実習Ⅱ	2	80
	介護実習Ⅲ	3	135
	介護実習Ⅳ	5	200
	計	11	455
介護 合計		47	1280
こころとからだのしくみ (120)	心理学	2	30
	医学概論	2	30
	こころとからだのしくみⅠ	2	30
	こころとからだのしくみⅡ	2	30
	計	8	120
発達と老化の理解 (60)	高齢期のニーズとケア	2	30
	発達と老化の理解	2	30
	計	4	60

領 域	科 目 名	単位数	時間数
認知症の理解 (60)	認知症の理解 I	2	30
	認知症の理解 II	2	30
	計	4	60
障害の理解 (60)	障害の理解 I	2	30
	障害の理解 II	2	30
	計	4	60
こころとからだのしくみ 合計		20	300
医療的ケア (50)	医療的ケア I	2	30
	医療的ケア II	2	30
	医療的ケア III	1	15
	医療的ケア IV	1	30
	計	6	105
医療的ケア 合計		6	105
合 計		93	2015

表5 教育職員免許取得に関する履修方法等（健康福祉学部健康科学科）

26年度入学生用

養護教諭免許を取得するためには、「Ⅰ養護に関する科目」「Ⅱ大学が独自に設定する科目」「Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」を修得する必要があります。

各分類の必修科目と必要単位数は次の通りです。

養護教諭一種免許

Ⅰ養護に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学 公衆衛生学	2 2		（予防医学を含む）
学校保健	2	学校保健	2		（学校安全を含む）
養護概説	2	養護概説	2		
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動論	2		
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		（食品学を含む）
解剖学・生理学	2	解剖生理学Ⅰ	2		} Ⅰ科目選択必修
		解剖生理学Ⅱ	2		
「微生物学、免疫学、薬理概説」	2	微生物学 薬理学		2 2	
精神保健	2	学校精神保健	2		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学概論	2		（事前・事後指導を含む）
		看護技術Ⅰ	2		
		看護技術Ⅱ	2		
		看護臨床実習	3		
		救急処置Ⅰ	2		
		救急処置Ⅱ	2		

備考 必修科目（31単位）を含み33単位以上修得。

Ⅱ大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	養護活動論Ⅰ	2		
	養護活動論Ⅱ	2		
	人体の構造と機能及び疾病 臨床医学		2	
	精神医学と精神医療Ⅰ		2	
	精神医学と精神医療Ⅱ		2	
	健康・医療心理学		2	
	人権教育		2	

備考 必修科目（4単位）を含み7単位以上修得。なお、「Ⅰ養護に関する科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」のうち免許法施行規則に定める単位数を超えて修得した単位を「Ⅱ大学が独自に設定する科目」に含めることができる。

Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育実技	2		1
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	数理データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門	2	
		情報機器の操作	情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ		1 1

IV教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳教育論	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		総合的な学習の時間の指導法 特別活動論	1 1		
	生徒指導の理論及び方法		教育方法論(ICT活用含む)	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒指導論	1		
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	5		(事前・事後指導を含む)
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2		

備考 必修科目(27単位)を含み27単位以上修得。

養護教諭一種免許状取得のための学外実習(養護実習、看護臨床実習)を履修するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。ただし編入生については本学入学前の既修得科目により配慮する場合があります。

看護臨床実習：以下の科目の単位を修得済みであること

解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、養護概説、看護学概論、看護技術Ⅰ、教職概論、教育原論、人権教育

養護実習：履修登録時点で、看護臨床実習に参加済みであり、以下の科目の単位を修得済みであること

解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、養護概説、看護学概論、看護技術Ⅰ、看護技術Ⅱ、救急処置Ⅰ、養護活動論Ⅰ、教職概論、教育原論、人権教育

教科「保健」の免許を取得するためには、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目」「Ⅱ大学が独自に設定する科目」「Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」を修得する必要があります。

各分類の必修科目と必要単位数は次の通りです。なお、中学校の免許取得にはこの他に介護等体験が必要です。

I 教科及び教科の指導法に関する科目

i) 中学校一種免許「保健」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科目区分		単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教科に関する 専門的 事項	生理学・栄養学	28	解剖生理学Ⅰ	2	2	(学校安全を含む)
	衛生学・公衆衛生学		解剖生理学Ⅱ	2		
			栄養学	2		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		微生物学	2		
衛生学		2				
公衆衛生学		2				
環境衛生実習		2				
学校保健		2				
小児疾患総論		2				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	小児疾患各論	2				
	救急処置Ⅰ	2				
	学校精神保健	2				
	健康教育学原論	2				
			健康教育学原論	2		
			保健科指導法Ⅰ	2		
			保健科指導法Ⅱ	2		
			保健科指導法Ⅲ	2		
			保健科指導法Ⅳ	2		

備考 必修科目(28単位)を含み28単位以上修得。

ii) 高等学校一種免許「保健」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	解剖生理学Ⅰ	2		(学校安全を含む)
		解剖生理学Ⅱ	2		
	栄養学	2			
	微生物学	2			
	衛生学・公衆衛生学	衛生学	2		
		公衆衛生学	2	2	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	環境衛生実習		2	
		学校保健	2		
		小児疾患総論	2		
		小児疾患各論	2		
		救急処置Ⅰ	2		
		学校精神保健	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	健康教育学原論		2	
		保健科指導法Ⅰ	2		
		保健科指導法Ⅱ	2		
		保健科指導法Ⅲ		2	
		保健科指導法Ⅳ		2	

備考 必修科目（26単位）を含み26単位以上修得。

Ⅱ大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	人体の構造と機能及び疾病		2	
	臨床医学		2	
	精神医学と精神医療Ⅰ		2	
	精神医学と精神医療Ⅱ		2	
	健康・医療心理学		2	
	人権教育		2	

備考 中免希望者は、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目i）」の選択科目又は「Ⅱ大学が独自に設定する科目」の選択科目より合わせて4単位以上を修得。なお、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目i）」及び「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」のうち免許法施行規則に定める単位数を超えて修得した単位を「Ⅱ大学が独自に設定する科目」に含めることができる。

高免希望者は、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目ii）」の選択科目又は「Ⅱ大学が独自に設定する科目」の選択科目より合わせて12単位以上を修得。なお、「Ⅰ教科及

び教科の指導法に関する科目 ii) 」及び「IV教育の基礎的理解に関する科目等」のうち免許法施行規則に定める単位数を超えて修得した単位を「II大学が独自に設定する科目」に含めることができる。

Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育実技	2	1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	データサイエンス入門	2		
		情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ		1 1	

Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	1		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		中免10 高免8	道徳教育論	2	
総合的な学習(探究)の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1				
特別活動の指導法	特別活動論	1				
教育の方法及び技術	教育方法論(ICT活用含む)	2				
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導論	1				
生徒指導の理論及び方法	学校教育相談	2				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導論	1				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教育実践に関する科目	教育実習	中免5 高免3	教育実習（中学校） 教育実習（高等学校）		5 3	（事前・事後指導を含む） 選択必修
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		

備考 中免希望者は必修科目（23単位）、選択必修科目（5単位）を含み28単位以上修得。

高免希望者は必修科目（21単位）、選択必修科目（3単位）を含み24単位以上修得。

教育実習（中学校・高校）を履修するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・ 3年生で養護実習を終えて、その単位を修得していること。
- ・ 保健科指導法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのうち2科目以上の単位を修得していること。

表6 教育職員免許取得に関する履修方法等（健康福祉学部福祉栄養学科）

26年度入学生用

栄養教諭一種免許を取得するためには、「Ⅰ栄養に係る教育に関する科目」「Ⅱ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅲ教育の基礎的理解に関する科目等」を修得したうえ、管理栄養士養成課程を修了（管理栄養士国家試験受験資格取得）する必要があります。各分類の必修科目と必要単位数は次の通りです。なお、事前・事後指導、栄養教育実習は「Ⅰ栄養に係る教育に関する科目」「Ⅱ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の全必修科目および「Ⅲ教育の基礎的理解に関する科目等」14単位以上の単位を履修済みでなければ原則として受講できません。

Ⅰ 栄養に係る教育に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に	4	栄養教諭の職務	1		
		学校栄養教育概論	1		
		学校栄養指導論	2		

備考 必修科目（4単位）を含み4単位を修得。

Ⅱ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育実技	2	1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス入門	2		
		情報処理学Ⅰ		1	
		情報処理学Ⅱ		1	

Ⅲ教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳教育論	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		特別活動論	1		
			総合的な学習の時間の指導法	1		
			教育方法論(ICT活用含む)	2		
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	学校教育相談	2				
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	事前・事後指導 栄養教育実習	1 1		
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2		

備考 必修科目(24単位)を含み24単位を修得。

表7 教育職員免許取得に関する履修方法等（教育学部教育学科 子ども発達教育専攻）

26年度入学生用

幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、「Ⅰ領域及び保育内容の指導法に関する科目」「Ⅱ大学が独自に設定する科目」「Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」を履修する必要があります。各分類の必修科目及び選択科目と必要単位数は次の通りです。

幼稚園教諭一種免許

Ⅰ領域及び保育内容の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科目区分		単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
領域に関する 専門的事項	健康	16	子どもと健康	2		
	人間関係		子どもと人間関係	2		
	環境		子どもと環境	2		
	言葉		子どもと言葉	2		
	表現		子どもと造形表現	2		
子どもと音楽表現			2			
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	2		
		保育内容演習（健康）	2			
		保育内容演習（人間関係）	2			
		保育内容演習（環境）	2			
		保育内容演習（言葉）	2			
		保育内容演習（造形表現）	2			
		保育内容演習（音楽表現）	2			

備考 必修科目（26単位）を含み26単位を修得。

Ⅱ大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	保育の心理学		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの理解と援助		1	

Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育実技	1 1		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス入門	2		
		情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ		1 1	

Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法と技術(ICT活用含む)	2		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習	5		(事前・事後指導を含む)
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		

備考 必修科目(25単位)を含み25単位を修得。

教育実習を履修するためには、原則として以下のA群のすべての科目と、B群から3科目以上の科目を修得済みでなければなりません。

A群：子どもと言葉、子どもと環境、子どもと健康、子どもと人間関係、保育内容総論、保育内容演習（言葉）、保育内容演習（健康）、保育内容演習（人間関係）、保育内容演習（環境）、教育原理、教職概論、教育心理学、教育課程論、教育の方法と技術（ICT活用含む）、初等教科教育法（国語）、初等教科教育法（算数）、初等教科教育法（社会）、初等教科教育法（理科）

B群：子どもと音楽表現、子どもと造形表現、保育内容演習（造形表現）、初等教科教育法（音楽）、初等教科教育法（図画工作）、初等教科教育法（体育）、特別活動の指導法

小学校教諭一種免許状を取得するためには、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目」「Ⅱ大学が独自に設定する科目」「Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」を履修する必要があります。各分類の必修科目及び選択科目と必要単位数は次の通りです。なお、小学校の免許取得には、この他に介護等体験が必要です。

小学校教諭一種免許

Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科目区分		単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	30	国語(小)		2	(書写を含む)
	社会		社会(小)		2	
	算数		算数(小)		2	
	理科		理科(小)		2	
	生活		生活(小)		2	
	音楽		音楽(小)		2	
	図画工作		図画工作(小)		2	
	家庭		家庭(小)		2	
	体育		体育(小)		2	
	外国語		初等英語		2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語(書写を含む。)		初等教科教育法(国語)	2		
	社会		初等教科教育法(社会)	2		
	算数		初等教科教育法(算数)	2		
	理科		初等教科教育法(理科)	2		
	生活		初等教科教育法(生活)	2		
	音楽		初等教科教育法(音楽)	2		
	図画工作		初等教科教育法(図画工作)	2		
	家庭		初等教科教育法(家庭)	2		
	体育		初等教科教育法(体育)	2		
	外国語		初等教科教育法(英語)	2		

備考 必修科目(20単位)を含み30単位以上修得。

Ⅱ大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	生涯学習論 教育福祉論		 	

Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育(小)	1 2		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理、データ活用及び 人工知能に関する 科目又は情報機器 の操作	2	数理、データ活用及び人 工知能に関する科目	データサイエンス入門	2	
		情報機器の操作	情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ		

Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教育の基礎 的理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内 容(チーム学校運営への対応を含 む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項(学校と地域との連携及び学 校安全への対応を含む。)		学校経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童 及 び生徒に対する理解		特別支援教育論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育論	2		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む (事前・事後指導を含む)
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術 (ICT活用含む)	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習	5		
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		

備考 必修科目(30単位)を含み30単位を修得。

教育実習を履修するためには、原則として以下のA群のすべての科目と、B群から3科目以上の科目を修得済みでなければなりません。

A群：子どもと言葉、子どもと環境、子どもと健康、子どもと人間関係、保育内容総論、保育内容演習(言葉)、保育内容演習(健康)、保育内容演習(人間関係)、保育内容演習(環境)、教育原理、教職概論、教育心理学、教育課程論、教育の方法と技術(ICT活用含む)、初等教科教育法(国語)、初等教科教育法(算数)、初等教科教育法(社会)、初等教科教育法(理科)

B群：子どもと音楽表現、子どもと造形表現、保育内容演習(造形表現)、初等教科教育法(音楽)、初等教科教育法(図画工作)、初等教科教育法(体育)、特別活動の指導法

特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）を取得するためには、基礎となる免許状としての小学校一種免許状の取得に必要な単位を修得し、「Ⅰ特別支援教育に関する科目」を履修する必要があります。各分類の必修科目及び選択科目と必要単位数は次の通りです。

特別支援学校教諭一種免許（知・肢・病）

Ⅰ特別支援教育に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科 目		単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育の基礎	2		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2		
			知的障害者の生理・病理	2		
			体不自由者の心理・生理・病理	2		
			者の心理・生理・病理	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者教育論	2		
			肢体不自由教育論	2		
			病弱教育の理論と実際	2		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		障害のアセスメント	2		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	自閉症スペクトラム障害概論		2	
			学習障害・注意欠陥多動性障害概論		2	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		視覚障害教育総論	2		
			聴覚障害教育総論	2		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		言語障害教育概論		2	
			発達障害児の指導法	2		

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習	3		(事前・事後指導を含む)

備考 必修科目（27単位）を含み27単位以上修得。

特別支援教育実習を履修するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・ 3年生で小学校での教育実習を終えて、その単位を修得していること。
- ・ 原則として以下の科目の単位を修得済みであること。

特別支援教育の基礎、知的障害者の心理、知的障害者の生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理、知的障害者教育論、病弱教育の理論と実際、障害のアセスメント、発達障害児の指導法、視覚障害教育総論、聴覚障害教育総論

※特別支援教育実習の履修者は原則20名とし、選抜は主に2年生秋学期までのGPAを用いて行う。

表8 保育士資格に関する履修方法等（教育学部教育学科 子ども発達教育専攻）

26年度入学生用

I 保育士に関する必修科目

厚生労働省告示による教科目				左記に対応する開設授業科目			
系列	教科目	授業形態	単位数	左記に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
						必修	選択
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	基礎ゼミナールⅢ	演習	2	
				基礎ゼミナールⅣ	演習	2	
				情報処理学Ⅰ	演習	1	
				情報処理学Ⅱ	演習	1	
				日本国憲法	講義		2
				人権教育	講義		2
	外国語	演習	2以上	英語コミュニケーションⅡ	演習	2	
	体育	講義	1	保健体育	講義	1	
実技		1	体育実技	実技	1		
合計			10単位以上	合計		10	4

※必修科目（10単位）を含み10単位以上修得。

厚生労働省告示別表第1による教科目				左記に対応する開設授業科目			
系列	教科目	授業形態	単位数	左記に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
						必修	選択
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	

厚生労働省告示別表第1による教科目				左記に対応する開設授業科目			
系 列	教 科 目	授業 形態	単位数	左記に対応して開設 されている教科目	授業 形態	単位数	
						必修	選択
保育の内容・方 法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2	
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習（健康）	演習	2	
				保育内容演習（人間関係）	演習	2	
				保育内容演習（環境）	演習	2	
				保育内容演習（言葉）	演習	2	
				保育内容演習（造形表現）	演習	2	
				保育内容演習（音楽表現）	演習	2	
	保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容の理解と方法Ⅰ	演習	1	
				保育内容の理解と方法Ⅱ	演習	1	
				子どもと造形表現	演習	2	
				子どもと言葉	演習	2	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1		
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		
障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	
				保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	
				保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	
合計		51単位		合計		61	
				61単位			

Ⅱ保育士に関する選択科目

厚生労働省告示別表第2による教科目				左記に対応する開設授業科目			
系 列	教 科 目	授業形態	単位数	左記に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
						必修	選択
保育の本質・目的に関する科目			15 単 位 以 上				
保育の対象の理解に関する科目				教育心理学 幼児理解の理論と方法	講義 講義		2 2
保育の内容・方法に関する科目				特別支援教育論	講義		2
				子どもと健康	講義		2
			子どもと人間関係	講義		2	
			子どもと環境	講義		2	
			教育相談の理論と方法 教育の方法と技術 (ICT活用含む)	講義 講義		2 2	
保育実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ	実習 実習		2 2
	保育実習指導Ⅱ 又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ	演習 演習		1 1
	設置単位合計		18単位以上	合計			22
	修得単位合計		9単位以上	9単位以上			(9)

※保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目より6単位選択必修

※保育実習より「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」計3単位、又は「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」計3単位のいずれかを選択必修

保育実習Ⅰ（保育所）及び保育実習Ⅰ（施設）を履修するためには、原則として以下の科目の単位をすべて修得済みでなければなりません。

保育原理、教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉、社会的養護Ⅰ、保育者論、保育の心理学、子どもの理解と援助、子どもの保健、保育の計画と評価、保育内容総論、保育内容演習（言葉）、保育内容演習（造形表現）、保育内容の理解と方法Ⅰ、子どもと造形表現、子どもと言葉、子育て支援

保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲを履修するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・保育実習Ⅰ（保育所）もしくは保育実習Ⅰ（施設）の単位を修得していること。
- ・原則として以下の科目の単位をすべて修得済みでなければなりません。

保育原理、教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉、子ども家庭支援論、社会的養護Ⅰ、保育者論、保育の心理学、子ども家庭支援の心理学、子どもの理解と援助、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育の計画と評価、保育内容総論、保育内容演習（健康）、保育内容演習（人間関係）、保育内容演習（環境）、保育内容演習（言葉）、保育内容演習（造形表現）、保育内容演習（音楽表現）、保育内容の理解と方法Ⅰ、保育内容の理解と方法Ⅱ、子どもと造形表現、子どもと言葉、乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、子どもの健康と安全、障害児保育、子育て支援

表9 公認心理師試験受験資格について

公認心理師試験受験資格を得るためには、心理科学科ならびに健康科学科で開講されている「公認心理師となるために必要な科目」（公認心理師法施行規則第1条の2）を、在学中にすべて履修することが条件となる。

また、大学における必要な科目を修めて卒業した後に、大学院において省令で定める科目を履修するか（公認心理師法第7条第1号）もしくは省令で定める施設で定められた期間（2年）の業務に従事する（同法第7条第2号）必要がある。

公認心理師を志望する学生は、所定のオリエンテーションに必ず出席すること。

公認心理師試験受験資格指定科目一覧

指定科目	開講状況
公認心理師の職責	心理科学科・健康科学科で共通
心理学概論	各学科
臨床心理学概論	各学科
心理学研究法Ⅰ	各学科
心理学統計法Ⅰ	各学科
知覚・認知心理学	各学科
学習・言語心理学	心理科学科・健康科学科で共通
感情・人格心理学	心理科学科・健康科学科で共通
神経・生理心理学	心理科学科・健康科学科で共通
社会・集団・家族心理学	各学科
発達心理学	各学科
障害者・障害児心理学	各学科
心理学的支援法	各学科
健康・医療心理学	各学科
福祉心理学	心理科学科・健康科学科で共通
教育・学校心理学	心理科学科・健康科学科で共通
司法・犯罪心理学	心理科学科・健康科学科で共通
産業・組織心理学	各学科
人体の構造と機能及び疾病	各学科
精神疾患とその治療	心理科学科・健康科学科で共通
関係行政論	心理科学科・健康科学科で共通
心理学実験Ⅰ	各学科
心理的アセスメントⅠ	各学科
心理演習	各学科
心理実習	各学科

※心理実習の時間は80時間以上とし、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野に関する施設における見学等による実習を含める。

【心理科学科】必要に応じて、心理演習のクラス分けおよび心理実習の履修者の選抜を行う。選抜はGPA等を用いて総合的に行う。

※公認心理師と精神保健福祉士の両資格を目指す学生、および公認心理師資格取得を目指す編入生は、所定のカリキュラムを履修するには最短で5年（編入生は3年）を要します。

【健康科学科】5名以内の履修者とする。詳細については学科内での公認心理師資格オリエンテーションで説明を行う。

表10 認定心理士資格について

日本心理学会認定心理士とは

大学における心理学関係の学科名が学際性を帯びてきて、必ずしも「心理学」という、直接的名称が使われていない場合が多いことから、心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している、と日本心理学会が認定した人のことです。

指定科目を履修し単位を修得し、公益社団法人日本心理学会に申請すると、認定心理士の資格が取得できます。

公益社団法人 日本心理学会

〒113-0033 東京都文京区本郷5-23-13田村ビル内

TEL : 03-3814-3953 FAX : 03-3814-3954

<https://psych.or.jp/>

日本心理学会認定心理士資格を得るためには

認定の基礎条件

- (1) 16歳以降通算2年以上日本国に滞在した経験を有する者。
- (2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻または心理学関連専攻の学科において、別表に掲げる領域の科目を履修し、必要単位（合計36単位以上）を修得し、卒業または修了した者及びそれと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができます。

[認定に必要な単位数等について]

	領域	単 位	
基礎科目	a. 心理学概論	4単位以上	8単位以上
	b. 心理学研究法		
	c. 心理学実験実習	4単位以上	
	基礎科目小計		12単位以上
選択科目	d. 知覚心理学・学習心理学	3領域以上で、それぞれが4単位以上。必ず基本主題を含むこと。	
	e. 生理心理学・比較心理学		
	f. 教育心理学・発達心理学		
	g. 臨床心理学・人格心理学		
	h. 社会心理学・産業心理学		
	選択科目小計		16単位以上
その他	i. 心理学関連科目、卒業論文・卒業研究	必ずしも単位は必要ではない。 卒業論文・卒業研究は4単位まで申請可能。	
	総 計		36単位以上

- ・該当するとされる科目例については日本心理学会のホームページの申請科目名例一覧をご参照ください。
- ・それぞれの領域に配属される科目においては「基本主題」と「副次主題」に分類されます。「副次主題」に分類された科目は修得単位数の1/2が認定の対象となります。
- ・開講科目がどの領域に属するのかが申請科目の内容で審査されます。本学開講科目がどの領域に属するかについては、資格認定申請後の審査結果によります。

[注意事項]

○手数料について

- ・審査料 11,000円（合格後、認定料 33,000円）

○審査結果について

- ・書類を提出してから審査結果が通知されるまで2～3ヶ月かかります。

※日本心理学会では個人の資格で申し込むことを原則としています。

申請方法については学科ガイダンス等でお知らせします。

表Ⅱ 管理栄養士国家試験受験資格指定科目一覽

26年度入学生用

管理栄養士 学校指定規則教育内容		科 目 名	必修の有無	履修学年	単位数等	
					講義・演習	実験・実習
					単位数	単位数
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	公衆衛生学	卒必	1	2	
		公衆衛生学実験	卒必	1		1
		健康管理論	卒必	1	2	
		「食」介護・支援論	卒必	2	2	
		福祉栄養論Ⅰ	卒必	1	2	
	福祉栄養論Ⅱ	卒必	1	2		
	人体の構造と機能及 び疾病の成り立ち	解剖生理学Ⅰ	卒必	1	2	
		解剖生理学Ⅱ	卒必	1	2	
		生化学Ⅰ	卒必	1	2	
		生化学Ⅱ	必	2	2	
		有機化学	卒必	1	2	
		解剖生理学実験Ⅰ	卒必	1		1
		解剖生理学実験Ⅱ	卒必	2		1
		生化学実験Ⅰ	卒必	2		1
		生化学実験Ⅱ	卒必	3		1
		病理学Ⅰ	卒必	2	2	
	病理学Ⅱ	必	2	2		
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	卒必	1	2	
		食品学Ⅱ	必	2	2	
		食品学実験Ⅰ	卒必	2		1
		食品学実験Ⅱ	卒必	2		1
		食品加工学	卒必	2	2	
		調理学	卒必	1	2	
		調理学基礎実習Ⅰ	卒必	1		1
		調理学基礎実習Ⅱ	卒必	2		1
	基礎栄養学	食品衛生学	卒必	2	2	
		食品衛生学実験	卒必	2		1
		基礎栄養学Ⅰ	卒必	1	2	
		基礎栄養学Ⅱ	卒必	2	2	
		基礎栄養学実験	卒必	2		1
		栄養生理学実験	卒必	3		1
		応用栄養学	ライフステージ栄養学	卒必	2	2
ライフステージ栄養学実習			卒必	3		1
環境栄養学			卒必	3	2	
運動栄養学			卒必	2	2	
栄養教育論		栄養指導・教育論Ⅰ	卒必	3	2	
		栄養指導・教育論Ⅱ	必	3	2	
		栄養教育論実習	卒必	3		1
		食育論	卒必	2	2	
臨床栄養学	臨床栄養学総論	卒必	2	2		
	臨床栄養学各論Ⅰ	卒必	3	2		
	臨床栄養学各論Ⅱ	必	3	2		
	治療食実習	卒必	3		1	
	栄養アセスメント	卒必	3	2		
	臨床栄養学実習	卒必	3		1	
公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	卒必	3	2		

管理栄養士 学校指定規則教育内容		科目名	必修の有無	履修学年	単位数等	
					講義・演習	実験・実習
					単位数	単位数
専 門 分 野	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅱ	卒必	3	2	
		栄養情報論実習	卒必	1		1
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	卒必	2	2	
		給食経営管理論Ⅱ	卒必	3	2	
		給食経営管理論実習	卒必	3		1
	総合演習	研究演習Ⅰ	卒必	3	2	
		研究演習Ⅱ	卒必	3	2	
		研究演習Ⅲ	卒必	4	2	
		研究演習Ⅳ	卒必	4	2	
	臨地実習	給食経営管理臨地実習	卒必	3		1
		臨床栄養学臨地実習Ⅰ	必	3		2
		臨床栄養学臨地実習Ⅱ	選択必	3		1
地域保健臨地実習		選択必	4		1	

注) 管理栄養士国家試験受験資格を取得するためには、本学在学中に上記のすべての必修科目(卒必・必)及び1科目以上の選択必修科目(選択必)の単位を修得しなければならない(ただし、栄養士免許取得後、栄養士として所定の実務に従事した場合はこの限りではない)

表12 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に関する履修方法等

厚生労働省指定科目	左記に対応する開設授業科目	単位	履修区分	配当年次	授業形態
A群 分析化学・有機化学・無機化学	有機化学	2	必修	1	講義
B群 生物化学・食品化学・生理学・食品分析学・ 毒性学	生化学Ⅰ	2	必修	1	講義
	生化学実験Ⅰ	1	必修	2	実験
	生化学実験Ⅱ	1	必修	3	実験
	基礎栄養学Ⅰ	2	必修	1	講義
	基礎栄養学Ⅱ	2	必修	2	講義
	食品学Ⅰ	2	必修	1	講義
	食品学実験Ⅰ	1	必修	2	実験
	食品学実験Ⅱ	1	必修	2	実験
C群 微生物学・食品微生物学・食品保存学・ 食品製造学	食品加工学	2	必修	2	講義
D群 公衆衛生学・食品衛生学・環境衛生学・衛 生行政学・疫学	公衆衛生学	2	必修	1	講義
	公衆衛生学実験	1	必修	1	実験
	食品衛生学	2	必修	2	講義
	食品衛生学実験	1	必修	2	実験
小計		22			
E群 解剖学・病理学・栄養化学・栄養学	解剖生理学Ⅰ	2	必修	1	講義
	解剖生理学Ⅱ	2	必修	1	講義
	解剖生理学実験Ⅰ	1	必修	1	実験
	解剖生理学実験Ⅱ	1	必修	2	実験
	病理学Ⅰ	2	必修	2	講義
	臨床栄養学総論	2	必修	2	講義
	基礎栄養学実験	1	必修	2	実験
	栄養生理学実験	1	必修	3	実験
	ライフステージ栄養学	2	必修	2	講義
	運動栄養学	2	必修	2	講義
	公衆栄養学Ⅰ	2	必修	3	講義
	公衆栄養学Ⅱ	2	必修	3	講義
合計		42			

注) 編入学生が食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得するためには、厚生労働省指定科目に対応する開設授業科目のすべてを必ず本学で履修したうえで、単位を修得しなければならない。ただし、前籍校が食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設である場合には、前籍校で修得した単位を読替えられることがある。

「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」資格取得に関する申し合わせ

食品衛生法（昭和22年法律第232号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に必要な指定科目（以下「指定科目」という。）に関し、授業形態・履修条件

（対象者）・成績評価の方法・履修時期・履修区分（必修・選択必修・選択）について、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 授業形態・履修対象年次・履修区分（必修・選択必修・選択）について
別表のとおりとする。
2. 成績評価の方法等について
各学期当初に登録した指定科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は、学則第19条の定めにより秀・優・良・可・不可をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。
3. 指定科目を履修する学生への周知について
指定科目を履修する学生に対しては、学生便覧に当該申し合わせ事項を記載し、周知徹底をはかるものとする。
4. この申し合わせの改廃は、教務委員会の議を経て行う。

表13 社会福祉主事任用資格に関する履修方法

領域	厚生労働省指定科目	左記に対応する本学開設科目の単位修得方法
【1】	社会福祉概論	「社会福祉の原理と政策Ⅰと社会福祉の原理と政策Ⅱ」又は「社会福祉概論」又は「社会福祉」
【2】	社会福祉事業史	未開設
【3】	社会福祉援助技術論	「ソーシャルワークの基盤と専門職とソーシャルワークの基盤と専門職（専門）と「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰとソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」と「ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰとソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ」
【4】	社会福祉調査論	「社会福祉調査の基礎」
【5】	社会福祉施設経営論	「福祉サービスの組織と経営」
【6】	社会福祉行政論	未開設
【7】	社会保障論	「社会保障Ⅰと社会保障Ⅱ」
【8】	公的扶助論	「貧困に対する支援」
【9】	児童福祉論	「子ども家庭福祉」又は「児童・家庭福祉」
【10】	家庭福祉論	「児童・家庭福祉」
【11】	保育理論	「保育原理」
【12】	身体障害者福祉論 知的障害者福祉論	「障害者福祉論Ⅰと障害者福祉論Ⅱ」又は「障害者福祉論」又は「障害者福祉」
【13】	精神障害者保健福祉論	「精神医学」
【14】	老人福祉論	「高齢者福祉」又は「老人福祉論」
【15】	医療社会事業論	未開設
【16】	地域福祉論	「地域福祉と包括的支援体制Ⅰと地域福祉と包括的支援体制Ⅱ」
【17】	法学	「法学」
【18】	民法	未開設
【19】	行政法	未開設
【20】	経済学	「経済学」
【21】	社会政策	未開設
【22】	経済政策	未開設
【23】	心理学	「心理学」又は「心理学概論」
【24】	社会学	「社会学」
【25】	教育学	「教育原論」又は「教育原理」又は「教育学入門Ⅰと教育学入門Ⅱ」
【26】	倫理学	「倫理学」
【27】	公衆衛生学	「公衆衛生学」
【28】	医学一般	「医学総論」又は「人体の構造と機能及び疾病」又は「医学概論」
【29】	リハビリテーション論	「リハビリテーション概論」又は「リハビリテーション医学」
【30】	看護学	「看護学概論」
【31】	介護概論	「介護概論Ⅰと介護概論Ⅱ」
【32】	栄養学	「栄養学」又は「基礎栄養学Ⅰと基礎栄養学Ⅱ」
【33】	家政学	未開設

【1】～【33】の領域のうち、「左記に対応する本学開設科目の単位修得方法」のとおり3領域以上で単位を取得

第一種衛生管理者について

第一種衛生管理者は本学で指定科目の単位を修得し、卒業後、各自で労働局に申請を行う必要があります。

資格取得を希望する場合は、各自で 自分の所在地(住民票記載地)にある労働局 へ連絡し、必要書類、申請方法などを確認し、指示に従って手続きを行ってください。

※申請後には養護・看護実習室に「資格申請済み」であることを連絡してください。

kenko-j@tamateyama.ac.jp

「准学校心理士」資格取得の方法について

「准学校心理士」資格は、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する「学校心理士」に準ずる資格で、1条校(学校教育法)または幼稚園・保育所等の保育施設で3年間の専門的実務経験を有し、併せてその期間中に学校心理士用の研修を受けて一定のポイントを獲得することで「学校心理士受験資格」を得ることができるものです。

<健康科学科>

健康科学科の学生が「准学校心理士」資格を得るためには、下表の科目の内から3科目6単位以上を修得するとともに、教員免許(養護教諭一種免許、中学校教諭一種免許「保健」、高等学校一種免許「保健」のいずれか)を取得する必要があります。

<教育学科>

教育学科の学生が「准学校心理士」資格を得るためには、下表の科目の内から3科目6単位以上を修得するとともに、小学校教員免許、幼稚園教員免許、保育士資格のいずれかを取得する必要があります。

【必要な科目および単位】

学科・専攻 領域	健康科学科 開講科目・単位	教育学科 子ども発達教育専攻 開講科目・単位
教育心理学	「教育心理学」 (2単位)	「教育心理学」 (2単位)
発達心理学	「発達心理学」 (2単位)	
教育相談(幼児理解や保育相談支援等の関連科目)	「学校教育相談」 (2単位)	「教育相談の理論と方法」 (2単位)
特別支援教育(障害児保育等の関連科目)	「特別支援教育概論」 (2単位)	「特別支援教育論」 (2単位)

